外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- ○外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 〇外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の 支払いを保証している者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるお それがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- ・外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により売買する場合は、その対価(購入対価・売却対価)のみを受払いいただきます。
- ・外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向を ふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

金利、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

<市場価格が変動するリスク>

- ・外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。利子の適用利率が固定利率の場合、金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。利子の適用利率が変動利率の場合には、利子が変動するという特性から、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。
- ・金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。

<為替相場に関するリスク>

- ・外貨建て債券の円換算した価値は、為替相場(円貨と外貨の交換比率)が変動することにより、 為替相場が円高になる過程では下落し、逆に円安になる過程では上昇することになります。し たがって、売却時、あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあ ります。
- ・外貨建て債券の売買や償還金及び利子の決済に際して、日本円等の建て通貨以外の通貨での決済が予め取り決められている場合、売却時あるいは償還時等の為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
- ・通貨の交換に制限が付されている場合には、償還金及びその利子のその他の通貨への交換や送金ができない場合があります。

<u>外貨建て債券の発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の業務、ま</u>たは財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

<発行体等の信用状況の変化に関するリスク>

- ・外貨建て債券の発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用 状況に変化が生じた場合、外貨建て債券の市場価格が変動することによって売却損が生じる場 合があります。
- ・外貨建て債券の発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用

状況の悪化等により、償還金や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生または特約による額面の切下げや株式への転換等が生じた場合、投資額の全部または一部を失ったり、償還金に代えて予め定められた株式と調整金またはいずれか一方で償還されることがあります。償還金に代えて予め定められた株式と調整金またはいずれか一方で償還された場合、当該株式を換金した金額と調整金の合計額が額面または投資額を下回るおそれがあります。

また、額面の一部が切り下げられた場合には、その後の利子の支払いは切り下げられた額面に 基づき行われることとなります。したがって、当初予定していた利子の支払いを受けられない 場合があります。

- ・金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合等には、外貨建て債券の発行体または償還金及び利子の支払いを保証している者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って額面の切下げ、利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は外貨建て債券の発行体または償還金及び利子の支払いを保証している者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。
- ・主要な格付会社により「投機的要素が強い」とされる格付がなされている債券については、当該発行体または本債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、 償還金や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度が上位の格付けを付与された債券と比べより高いと言えます。
- <償還金及び利子の支払いが他の債務に劣後するリスク>
- ・弁済順位が他の債務に劣後する特約が付されている債券については、劣後事由が発生した場合には、弁済順位が上位と位置付けられる債務が全額弁済された後に償還金及び利子の支払いが行われることとなります。劣後事由とは破産宣告、会社更生法に基づいた会社更生手続きの開始、民事再生法に基づく民事再生手続きの開始、外国においてこれらに準ずる手続きが取られた場合となります。

その他のリスク

- <適用利率が変動するリスク>
- ・外貨建て債券の利子の適用利率が変動利率である場合、各利率基準日に LIBOR 等の指標金利を用いた一定の算式に従って計算されます。このため、利子の適用利率は、各利率基準日の指標金利により変動し、著しく低い利率となるおそれがあります。
- <流動性に関するリスク>
- ・新興国通貨は、米国市場若しくは欧州市場等の特定の市場が取引の中心となっています。その ため、当社における新興国通貨建て債券の取引については、新興国以外の通貨建て債券に比べ て流動性は低くなっています。
- ・外貨建て債券は、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない、あるいは購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがあります。

企業内容等の開示について

・外貨建ての債券は、募集・売出し等の届出が行われた場合を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

・外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

無登録格付に関する説明書について

・当社から無登録格付業者が付与した格付の提供を受けた場合は、「無登録格付に関する説明書」 をご覧ください。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い
- ・当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎまたは代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する外貨建て債券(一部を除く。)の課税は、原則として以下によります。

- ・外貨建て債券の利子(為替損益がある場合は為替損益を含みます。)については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・外貨建て債券の譲渡益及び償還益(それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。)は、上場株式等に 係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- ・外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益(それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。)については、 法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など 一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・国外で発行される外貨建て債券(一部を除く。)の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。 詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・振替債(我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。)である外貨建て債券は、当社では原則として、その利子支払日の前営業日または利子支払日を受渡日とするお取引はできません。 なお、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。
- ・ 外貨建て債券は、当社では原則として、その償還日の 4 営業日前までのお取引が可能です。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、 国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座または振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金または有価証券の全部、 または一部(前受金等)をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ・前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金または有 価証券をお預けいただきます。
- ・ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送または電磁的方法による場合を含みます。)。

当社の概要

商 号 等 株式会社 SBI 証券

金融商品取引業者

関東財務局長(金商)第44号

本 店 所 在 地 〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

加入協会日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商

品取引業協会

指 定 紛 争 解 決 機 関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1

電話番号:0120-64-5005

受付時間:月曜~金曜 9:00~17:00(祝日等を除く。)

資 本 金 48,323,132,501 円(2017年9月30日現在)

主 な 事 業 金融商品取引業設 立 年 月 昭和 19年3月

連絡 先 カスタマーサービスセンター(0120-104-214)又はお取引のある取扱

店までご連絡ください。

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ(http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html)に掲載している外国の発行体が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

■「証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」のご紹介

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)は、株式、債券、投資信託等、金融商品取引法の特定第一種金融商品取引業務、及び特定第二種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関として金融庁の指定・認定及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR促進法)に基づく認証を受け、中立的な立場で苦情・紛争を解決します。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)は、

- (1) お客様からの金融商品取引業に関するご相談・苦情の窓口
- (2) 金融商品取引に関するお客様と証券会社との紛争を解決するための窓口

として、金融商品取引業者等の業務に対するお客様からの様々なご相談・苦情や紛争解決あっせん手続きの申立てを受付けています。(あっせんは、損害賠償請求額に応じ2千円から5万円をご負担していただきます。)

あっせん手続き実施者(あっせん委員)は、公正・中立な立場の弁護士が担当し、迅速かつ透明度の高い解決を図ります。

名称	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)
所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館
電話番号	0120-64-5005
受付時間	9:00~17:00 (土・日・祝日等を除く)



利率(税引前)

€ 6.76%

利率(税引後)※1、2

年**5.386**%

付 * 3: Aaa (Moody's) / AAA (S&P) / AAA (Fitch) 格 売 格:額面金額の100.00% 出 額:5,000南アフリカランド お申し込み単位:額面5,000南アフリカランド単位 売 間: 2018年4月13日~5月15日

日:2018年5月15日 発 行 頂 受 渡 日:2018年5月16日

償 澴 日:2022年5月16日

利 払 □:毎年5月16日および11月16日(年2回)

- 利率は南アフリカランド建の表面利率を表示しております。利金は、南アフリカランド建の額面金額に対して上記の利率を乗じて得られた金額(南アフリカ ランド建)が、支払われます。
- ※2 税引後の利率は、源泉徴収税率20.315%を基準に算出しており、小数第4位以下を切り捨てています。

売

出

※3 金融商品取引法第66条の27の登録を受けていないものが付与した格付(無登録格付)です。無登録格付につきましては、「無登録格付に関する説明書」の

手数料および為替のお取扱いについて

- 外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により売買する場合は、その対価(購入対価・売却対価)のみを 受払いいただきます。
- 南アフリカランドを円貨に換算して受払いする場合に適用される為替レートは、次のとおりとさせていただきます。
 - ・本債券の購入対価を円貨でお支払いになる場合(円貨決済)、当社が外国為替市場の動向を踏まえて決定した為替レートに、 為替スプレッド(1南アフリカランド当たり0.30円)を加算した為替レートを適用いたします。
 - ・本債券の利子、償還金または償還前に途中売却される場合の売却対価を円貨でお受取りになる場合は、当社が外国為替市場の 動向を踏まえて決定した為替レートから、為替スプレッド(1南アフリカランド当たり0.30円)を差し引いた為替レートを適用いたします。

ご投資にあたってのリスク等

- 本債券を円換算した価値は、利金・償還金として支払われる外貨の円に対する為替水準により上下いたしますので、これにより投 資元本を割込むことがあります。
-) 本債券の価格は金利変動等により上下いたしますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割込むことがあります。
- 本債券の発行者または保証者および利金・償還金として支払われる外貨発行国の経営・国情・財務状況の変化およびそれらに関 する外部評価の変化等により、投資元本を割込むことがあります。
- ▶ 本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(クーリング・オフ)の適用はありません。

お申込の際は「外貨建て債券の契約締結前交付書面」を必ずご覧ください。

SBI証券

www.sbisec.co.jp

株式会社SBI証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号 加入協会/日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

発行体 アフリカ開発銀行 について

アフリカ開発銀行(AfDB)は、アフリカ諸国の経済的開発及び社会的進歩に寄与するため、1964年9月に設立されました。アフリカ開発銀行グループは、未だ多くの困難を抱えるアフリカ諸国の開発ニーズに応えるため、アフリカを代表する地域密着型の国際開発金融機関(MDBs)としてアフリカ諸国のニーズを細やかに汲み取りつつ、自らの専門性を生かした業務を行っています。

日本は、1983年に他の域外国と共にAfDBに加盟して以来、域外加盟国中、米国に次ぐ第2位の出資国として、AfDBの政策や活動に深く関与してきました。より緩やかな貸付け等を行うアフリカ開発基金(AfDF)に対しても1973年の設立以来、積極的に貢献してきました。また、AfDBは主に市場等から調達した中長期的な資金をその融資等業務に充てていますが、日本の金融市場はAfDBの重要な資金調達先の一つとなっています。

(出所:財務省)

[Improve the Quality of Life for the People of Africa」ボンドとは

[Improve the Quality of Life for the People of Africa]は、アフリカ開発銀行が注力する5つの分野[High 5s]の中の1つであり、インフラ整備や水・衛生保健分野での基礎サービスへのアクセス改善、人材育成等を通じ、若年層を含めた雇用創出を目指すものです。

アフリカ開発銀行の発行する本債券を通じてこのプロジェクトに寄与することが出来ます。

アフリカ開発銀行は、この債券発行による調達資金または同額以上を当プロジェクトに充当すべく最大限の努力を致します。



南アフリカ共和国の基本情報

●面積	122万平方キロメートル (日本の約3.2倍)	● 主 要 産 業	農業:畜業、メイズ、サトウキビ、大
●人□	5,590万人(2016年:世銀)		豆、柑橘類、その他の野菜・果物類、
●首都	プレトリア		ジャガイモ、小麦、羊毛、皮革類
● 言語	英語、アフリカーンス語、バンツー諸語(ズールー語、 ソト語ほか)の合計11の言語が公用語		鉱業:金、プラチナ、鉄鉱石、石炭、 銅、クロム、マンガン、ニッケル、ダイ
● 宗 教	キリスト教(人口の約80%)、ヒンズー教、イスラム教等		ヤモンド、バナジウム、チタン
● 経済成長率	0.3%(2016年:世銀)		工業:食品、製鉄、化学、繊維、自動車

(出所:外務省ホームページ)

南アフリカランド/円為替レートの推移



無登録格付について

本資料において使用される格付けについて、以下に掲げる当該信用格付付与者は金融商品取引法第66条の27の登録を受けておりません。無登録格付に関する留意点につきましては、「無登録格付に関する説明書」をご覧下さい。

- ◆ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ◆ S&Pグローバル・レーティング(S&P)
- ◆ フィッチ・レーティングス(Fitch)

アフリカ開発銀行 2022年5月16日満期 南アフリカランド建債券 売出要項

【売出人】

名称	株式会社SBI証券
住 所	東京都港区六本木一丁目6番1号

【債券概要】

発 行 体	アフリカ開発銀行
発 行 体 格 付	Aaa (Moody's) / AAA (S&P) / AAA (Fitch) ※1
売出債券の名称	アフリカ開発銀行 2022年5月16日満期 南アフリカランド建債券
券 面 総 額	1,600万 南アフリカランド ※2
額 面 金 額	5,000 南アフリカランド
お申し込み単位	額面5,000 南アフリカランド単位
利率	年6.76%(税引前) / 年5.386%(税引後) ※3、4
利 払 日	毎年5月16日および11月16日 (年2回) 利払日が営業日でない場合には、当該利払日は翌営業日とする。ただし、翌営業日が翌月にあたる場合には、その利払日の直前の営業日とする。なお、いかなる場合にも利払日に支払われるべき利息額について調整は行われない。
売 出 期 間	2018年4月13日から2018年5月15日まで(日本時間)
売 出 価 格	額面金額の100.00%
受渡日・利息起算日	2018年5月16日(日本時間) ※5
償還日 (満期)	2022年5月16日 (ロンドン時間)
賞 還 価 格	本債券は、償還日 (満期) より前に償還されまたは買入消却されない限り、償還日 (満期) に、額面金額の100.00%で償還される。
準 拠 法	英国法
営 業 日	東京、ロンドン、ニューヨークおよびヨハネスブルグにおいて、商業銀行および外国 為替市場が支払いを決済している日(土曜日および日曜日を除く)
計算代理人	クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント

- ※1 金融商品取引法第66条の27の登録を受けていないものが付与した格付(無登録格付)です。無登録格付につきましては、「無登録格付に関する説明書」の内容をご確認ください。
- ※2 本債券の券面総額は、1,600万 南アフリカランドの予定です。本債券の券面総額は変更される可能性があります。
- ※3 税引後の利率は、源泉徴収税率20.315%を基準に算出のうえ、小数第4位以下を切り捨てております。
- ※4 利息額は、1ヵ月を30日、1年を360日とする日数計算方式(30/360 Day Count Fraction)に従って算定されます。
- ※5 本債券は、アフリカ開発銀行により2018年5月15日(ロンドン時間)に、アフリカ開発銀行の2009年9月8日付 グローバル・ デット・イシュアンス・ファシリティに基づき発行されます。

この売出要項は、本債券の販売に関するすべての情報を記載したものではなく、売出人(株式会社SBI証券)がお客様の便宜 のために作成したものです。なお、アフリカ開発銀行の英文情報説明書は、同行のウェブサイト

(https://www.afdb.org/en/documents/financial-information/borrowing-documentation/global-information-statements/) で閲覧することができます。

株式会社SBI証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号

加入協会/日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

- ◆外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により売買する場合は、その対価(購入対価・売却対価) のみを受払いいただきます。
- ◆外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した 為替レートによるものとします。
- ◆本債券を円換算した価値は、利金・償還金として支払われる外貨の円に対する為替水準により上下いたしますので、 これにより投資元本を割込むことがあります。
- ◆本債券の価格は金利変動等により上下いたしますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割込むことがあります。
- ◆本債券の発行者または保証者および利金・償還金として支払われる外貨発行国の経営・国情・財務状況の変化およびそれ らに関する外部評価の変化等により、投資元本を割込むことがあります。
- ◆お申込の際は「外貨建て債券の契約締結前交付書面」を必ずご覧ください。

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、 ③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開 示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格 付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称:ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

- グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号
 - ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第2号)
- 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について
 ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページの「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)(こある「無登録業者の格付の利用 | 欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。
- 信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下、「ムーディーズ」という。)の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。

ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っていません。ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報原がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

格付会社グループの呼称:S&Pグローバル・レーティング

- グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号
 - S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)
- 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について
 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページの「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」に掲載されております。
- 信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、 発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。 信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因 により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報原から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デューデリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

格付会社グループの呼称:フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」と称します。)

● 格付会社グループの呼称等について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第7号)

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

<u>フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ</u>の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されておりま す。

信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報原から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報原による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成 29 年 4 月 1 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。 詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。